

「施設利用会員証」発行のご案内

当協会が会員になっています「一般財団法人全国社会保険協会連合会」では、全国の宿泊施設と優待利用契約を結んでおります。

会員事業所の皆様に、その施設を優待料金でご利用いただくためのカード式会員証が「施設利用会員証」です。職場の出張や家族での旅行などご利用ください。



有効期限：2023年4月1日～
2026年3月31日

優待情報 優待情報はホームページをご覧ください。

**ホームページ 会員専用パスワード
「2023」カードにも記載あり**

ホームページのトップページ下部の事業⑩をクリックいただき、このパスワードを入力してください。優待施設情報にアクセスできますので、詳細をご確認いただけます。

実際の申込みの時に必要な、施設別ユーザー名・ID・TEL等は、施設によりまちまちです。お手数ですが、利用したい施設に合わせてご確認のうえご利用ください。

申込資格 2024年度社会保険協会費を納入いただける（いただいた）事業所

施設利用会員証の有効期限 2026年3月31日まで（2023年4月から3年間有効）

申込枚数 「施設利用会員証」の枚数は、原則として1会員事業所様につき5枚 ※1人1枚の考え方ではなく、事業所の方々での共同利用ができます。
※昨年お申込みいただいた会員証は、昨年度から本年度・来年度まで有効です。

申込方法 ①下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
②申込後、「施設利用会員証」を送付いたしますので、返信用封筒（84円切手貼付）に宛先（事業所又は申込者等）を明記の上、同封してください。

その他 ①「施設利用会員証」に事業所名を必ずご記入のうえご利用ください。
②利用対象者は、会員事業所の被保険者とそのご家族です。



**お申し込み
お問い合わせ**

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとと同封してください

施設利用会員証申込書

コピー可

一般財団法人 栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所				
事業所名称	㊨				
電話番号	担当者氏名				
申込枚数	枚		協会管理番号		
事業所整理記号	—				

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。